飛島村新築住宅取得費補助金Ｑ＆Ａ

○補助対象新築住宅について

Ｑ１　補助対象となる新築住宅の定義はありますか？

Ａ１　新たに建築され、まだ人の居住の用に供したことのない住宅です。

Ｑ２　「まだ人の居住の用に供したことのない住宅」とはどのように判断するのですか？

Ａ２　登記事項証明書にて所有権に係る登記履歴を確認させていただきます。所有権に係る登記に複数履歴があった場合は、居住の用に供したことのある住宅であると判断させていただきます。

Ｑ３　新築住宅を取得後、リフォームで台所、便所、浴室、居室を設置した場合は補助対象となりますか？

Ａ３　補助対象になりません。建築確認申請時に台所、便所、浴室、居室を有し、床面積の２分の１以上を居住の用に供することが条件です。

Ｑ４　店舗併用住宅の場合、補助対象となりますか？

Ａ４　台所、便所、浴室、居室を有し、床面積の２分の１以上を居住の用に供する新築住宅であり、居住の用に供する部分が賃貸販売等の営利を目的とするものでなければ補助対象になります。

○申請者について

Ｑ１　新築住宅の取得契約が共有名義の場合は、連名で申請すれば良いですか？
補助金はそれぞれに交付されますか？

Ａ１　交付申請は同一住宅において１回限りですので、共有名義の場合は代表者１名を決めてから申請をお願いします。

○その他について

Ｑ１　新築住宅取得費補助金の交付を受けた場合、税金はかかりますか？

Ａ１　一時所得として所得税の確定申告の対象となる場合があります。